

ユニークベニューH I M E J I プランについて

<概要>

姫路市観光課

令和4年7月

はじめに

海外都市では、ユニークベニュー活用が取組が進んでおり、MICE開催に合わせた文化施設や公的空間などを利用したレセプション等の開催が、MICE誘致の観点から一般的となっています。我が国においても、MICEの誘致拡大に向けて、国がユニークベニューの開発・利用促進を図っているところです。

本市には、世界遺産・姫路城を筆頭に、ユニークベニューとしてMICE主催者に対して魅力的な会場が多くあります。その魅力と独自性を最大限に活かすため、平成30年7月に「ユニークベニューHIMEJIプラン」を創設し、MICE誘致の競争力及び都市のブランド力を向上させ、本市でのMICE開催を推進していきます。

<目次>

1. ユニークベニューHIMEJIプランとは	2
(1) 趣旨	
(2) 対象となる事業	
(3) 対象となる施設と使用料	
2. 申込方法	3
・コーディネーターの業務	
・コーディネーターの責務	
3. 手続フロー	4

ユニークベニュー

「特別な(ユニーク)会場(ベニュー)」の意味。美術館や博物館、歴史的な建造物などで、会議やレセプションを開くことで特別感や地域の特性を演出できる会場のこと。

MICE

企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、団体、学会等が行う会議(Convention/Congress)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字を取ったもので、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

1. ユニークベニューH I M E J I プランとは

(1) 趣旨

本市は世界遺産・姫路城をはじめ、姫路城西御屋敷跡庭園好古園や姫路市立美術館等の歴史的、景観的に価値がある施設を多く有しています。

これらの施設は、他都市にはない本市ならではの独自性のあるユニークベニュー（特別な会場）であり、広く国内外の方々に活用してもらうことは、本市の魅力発信と地域活性化につながります。

そこで、本市におけるM I C Eの推進及びこれら施設の維持管理、魅力向上等のための財源確保を目的として、「ユニークベニューH I M E J I プラン(以下「プラン」という。)」を実施します。

(2) 対象となる事業

企業、学術団体等のレセプションパーティ、各種記念式典や大会、会議、新製品発表などの記者会見、展示会などを対象としています。なお、コンサートやショーなどの興行、販売を伴うイベントや不特定多数の方が広く参加する催事などは対象外です。

(3) 対象となる施設と使用料

プランの対象となる施設と使用料は以下のとおりです。なお、各施設の区域は別添1のとおりです。

施設		単位	使用料
姫路城		1日につき	円
	①三の丸広場（全面）		5,000,000
	②三の丸広場（半面）		2,500,000
	③三の丸西高台		500,000
	④三の丸大柱前広場		500,000
	⑤二の丸広場		1,500,000
	⑥姫路城西御屋敷跡庭園好古園		500,000
	⑦姫路市立美術館前庭		500,000
	⑧姫路文学館望景亭		120,000
⑨姫路市立書写の里・美術工芸館		120,000	

※準備、片付けのために使用するときの使用料は、当該施設に係る使用料の5割相当額となります。

2. 申込方法

プランを利用するには、本市が選定したコーディネーターを通じて、申込手続をすることになります。

コーディネーターは、ユニークベニユーの魅力を活かした各種プランの企画とその情報発信、利用希望者への利用条件等の説明と調整、事業実施時の会場運営その他手配及び施設との調整等を行います。

なお、コーディネーターの業務及び責務は以下のとおりです。

<コーディネーターの業務>

・プランを利用した事業（以下「本事業」という。）の企画及び立案に係る業務
・本事業を実施する企業等（以下「利用者」という。）の誘致
・対象施設の予約及び使用許可申請に係る業務
・利用者の希望と本市側との調整（日程、入場方法、会場設営、飲食の可否及び会場使用の注意、史跡地内の現状変更許可申請上の制約等）に係る業務
・会場の設営・撤収、原状回復、安全管理、施設の保護・管理、利用者の案内・指導及びサービスの提供といった使用に係る一切の業務
・本事業の実施に必要な手続に係る一切の業務
・文化財保護の啓発

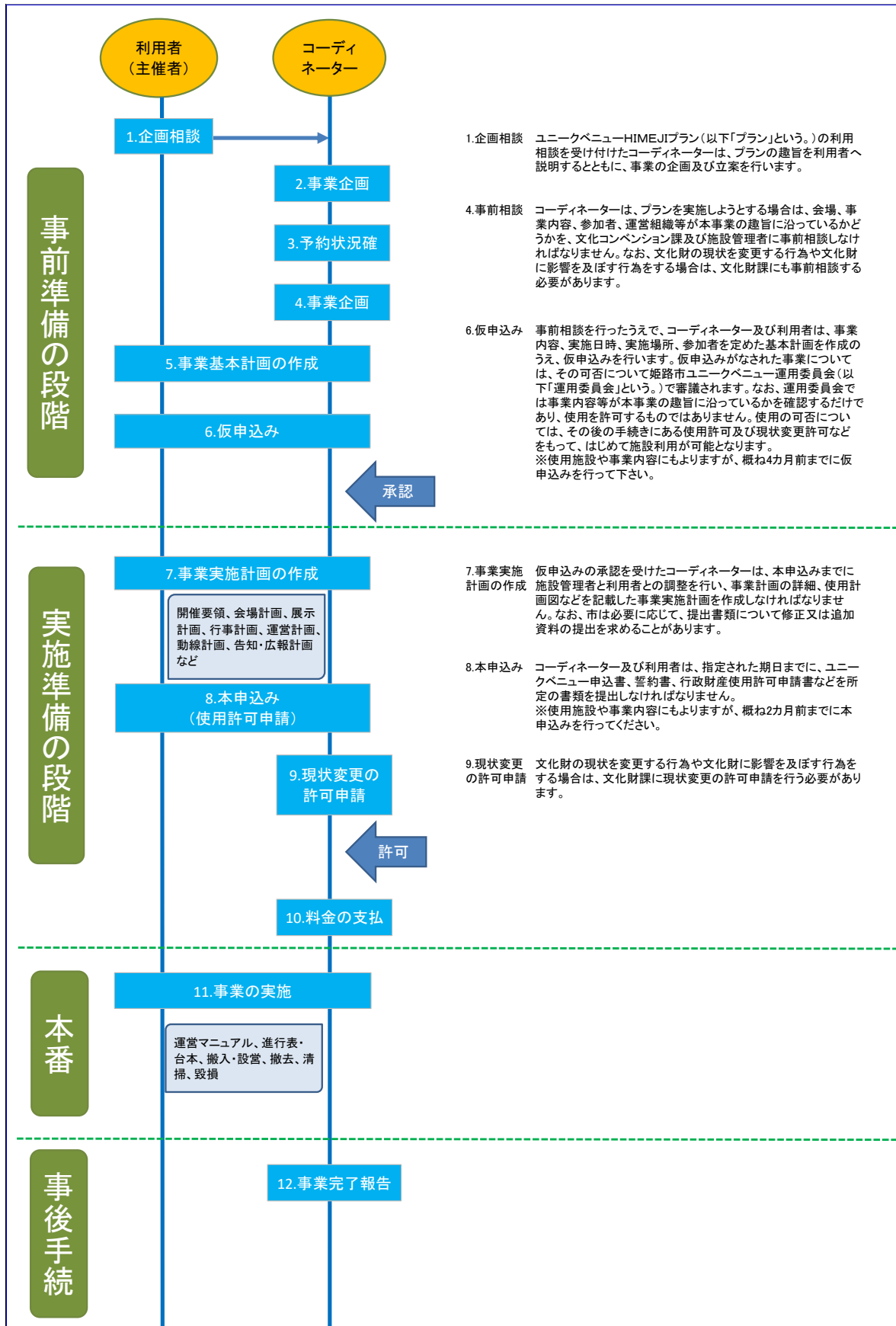
<コーディネーターの責務>

・本事業の企画及び立案並びにその実施に当たっては、対象施設の魅力を最大限に生かす内容とすること
・対象施設の格式及び歴史的価値を傷付けるような使用を行わないこと
・本事業による使用に関して、その都度本市と事前に協議を行うこと
・本事業の目的を理解の上、その実現に全力を尽くすとともに、誠実に業務を行うよう努めること
・コーディネーターの業務及び責務並びに別に定める対象施設使用条件（以下「使用条件」という。）を遵守し、関係者等に対しても周知・徹底を図るとともに、事前の下見、打合せ等による計画的な事業運営及び設営時及び撤収時の現場管理を行うことにより毀損事故等の発生を未然に防ぐこと
・本事業の実施に必要な手続に係る一切の業務
・文化財保護の啓発

※プランの対象となる施設のうち、姫路市立書写の里・美術工芸館については、コーディネーターを介さずとも利用者が直接、申込手続をすることができません。

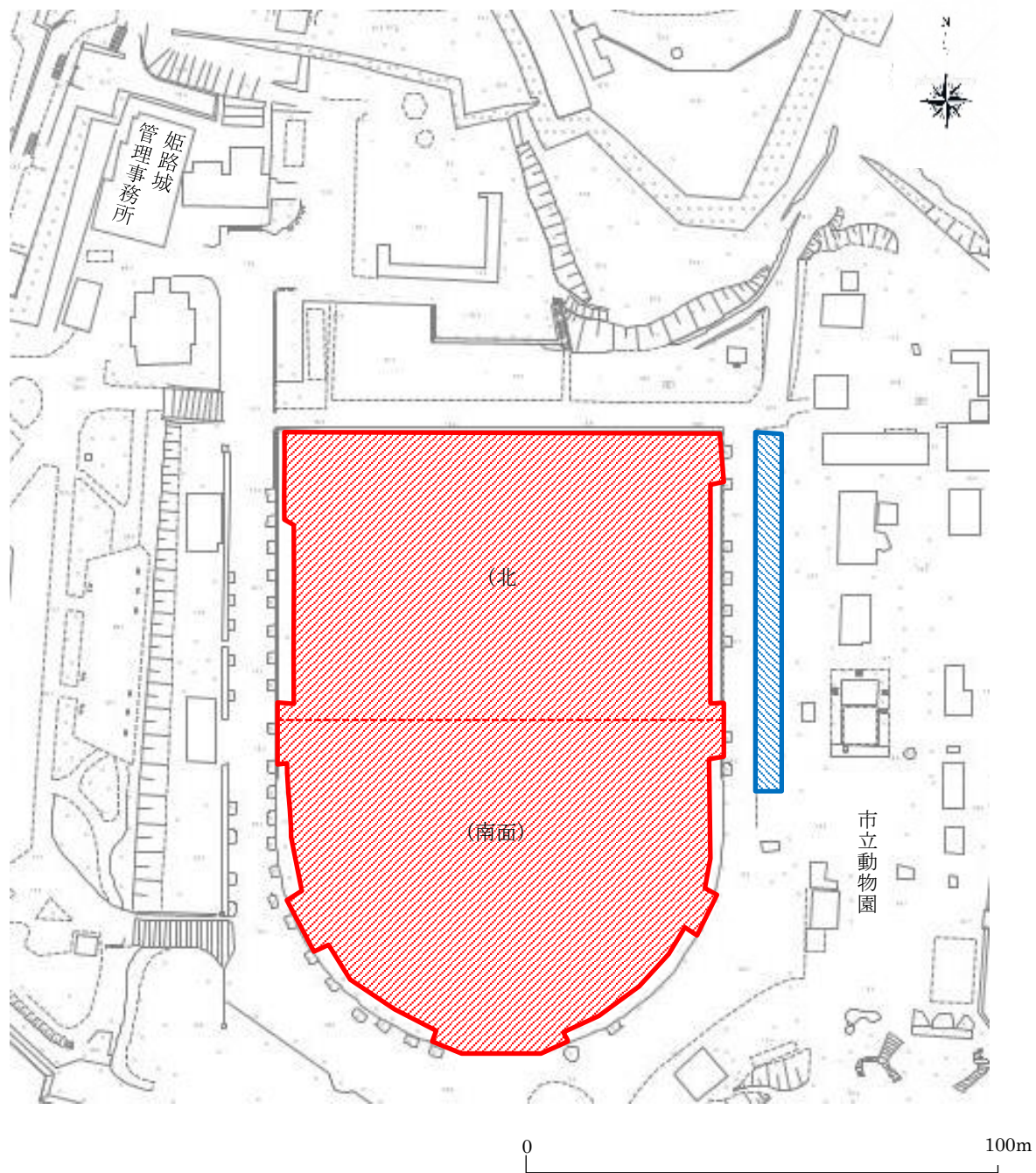
3. 手続フロー

プランの利用における代表的な手続フローは以下のとおりです。



別図A

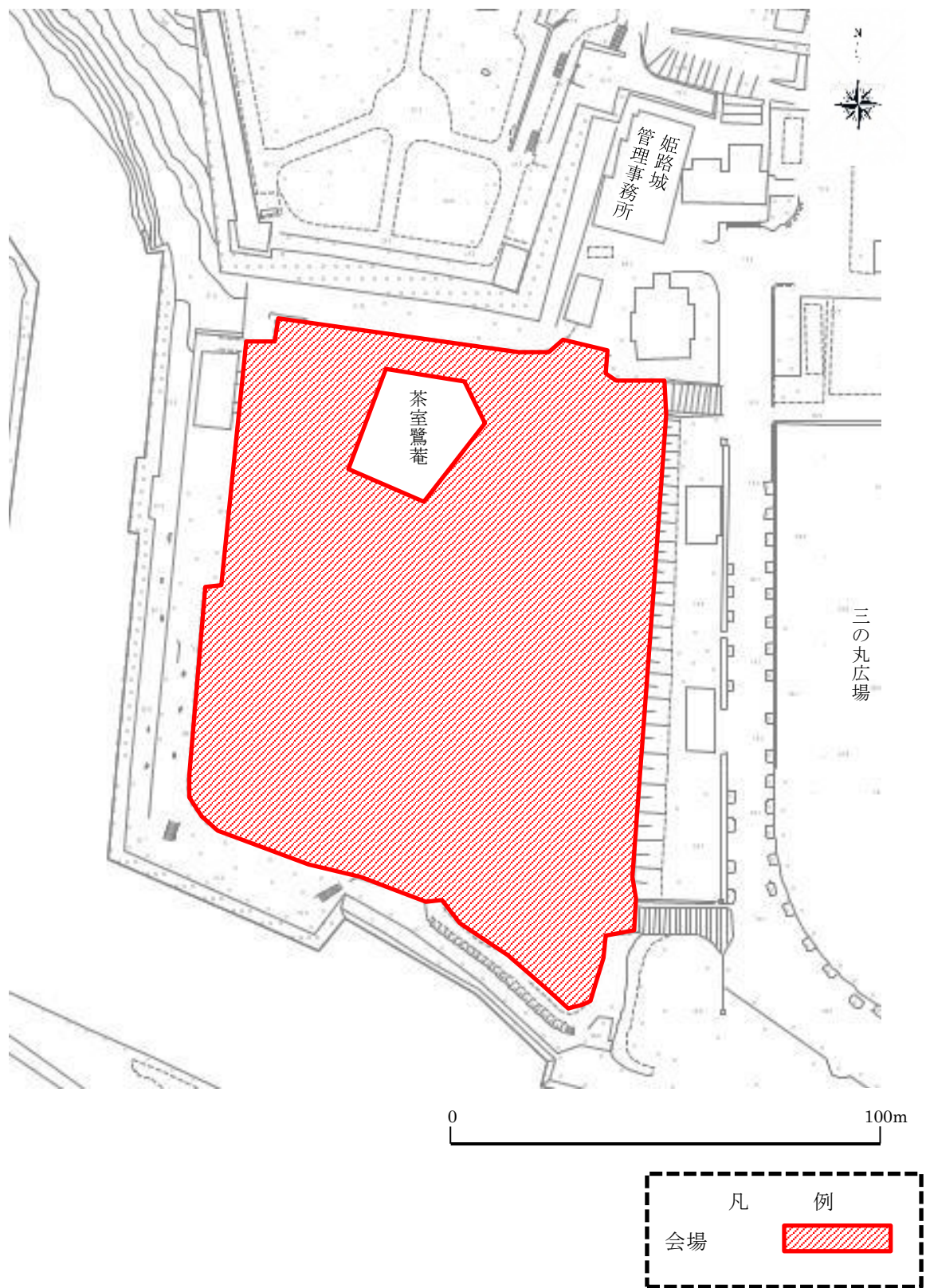
姫路城三の丸広場（全面・半面）



凡	例
会場	
資材置場	

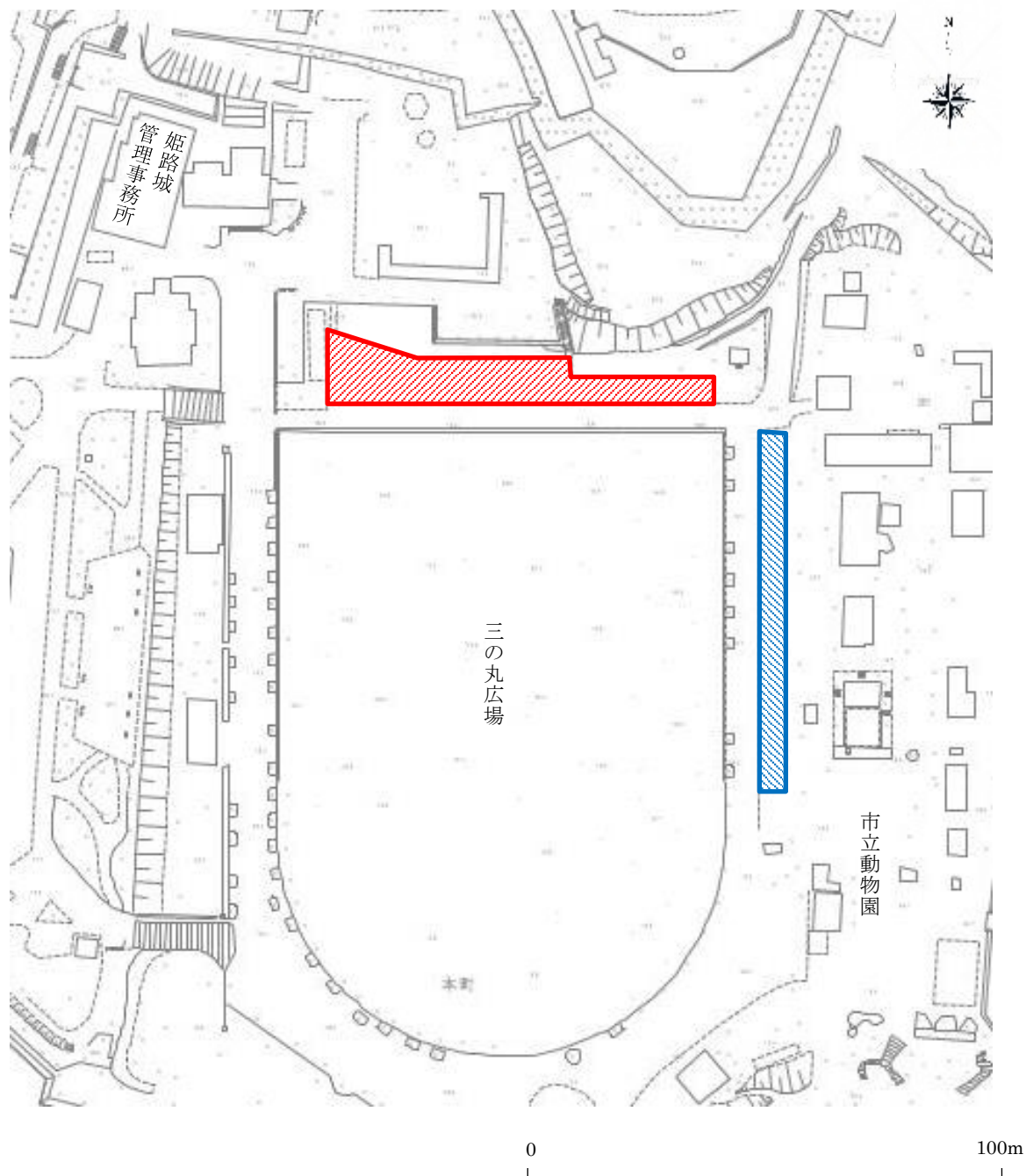
別図B



姫路城三の丸広場西高台



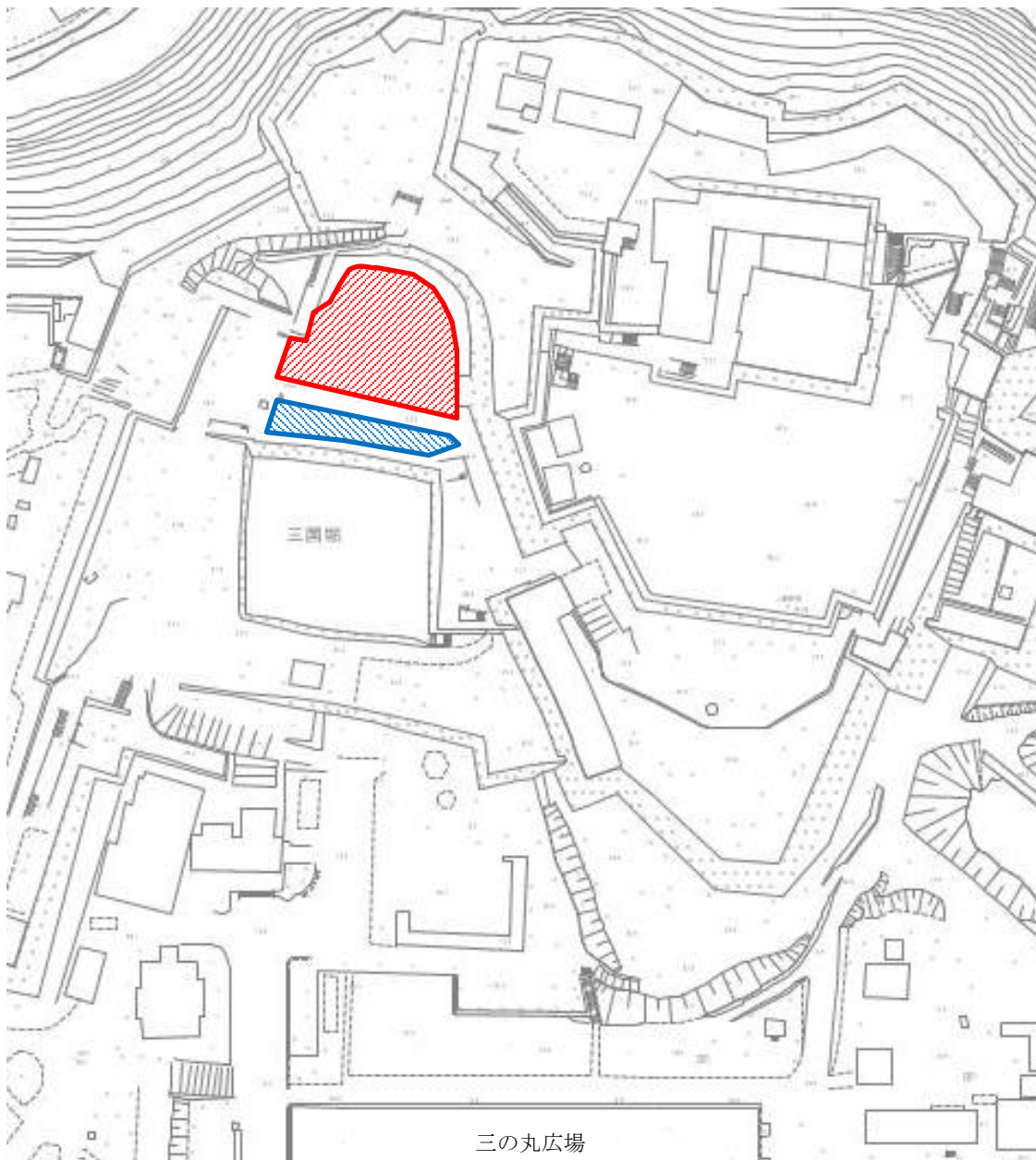
別図C

姫路城三の丸大柱前広場





凡	例
会場	
資材置場	

別図D
姫路城二の丸広場




0 100m

凡	例
会場	
資材置場	

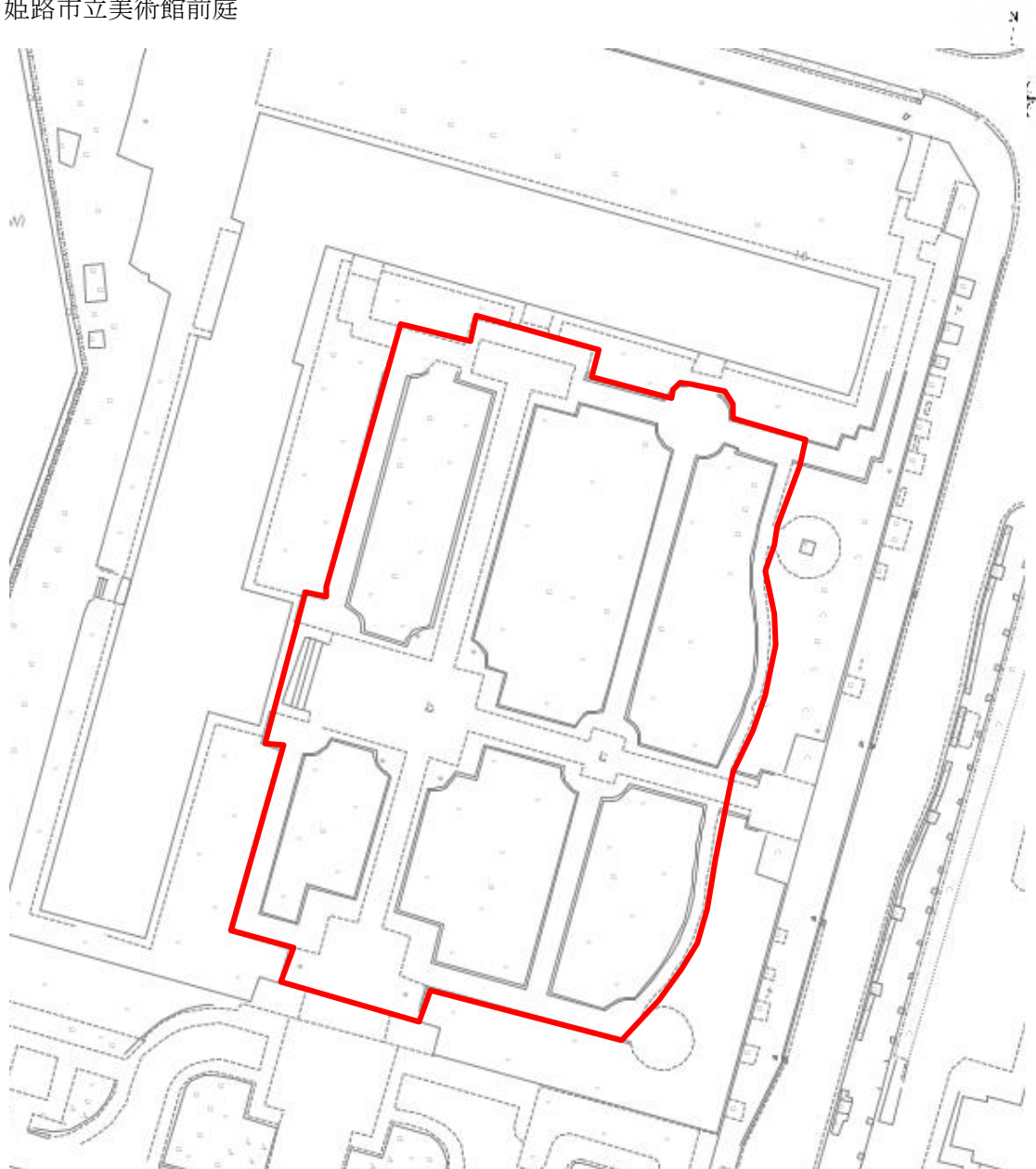
別図E

姫路城西御屋敷跡庭園好古園

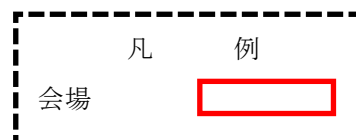


凡	例
会場	

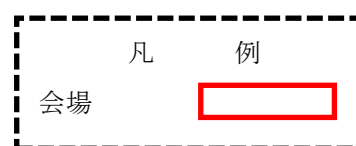
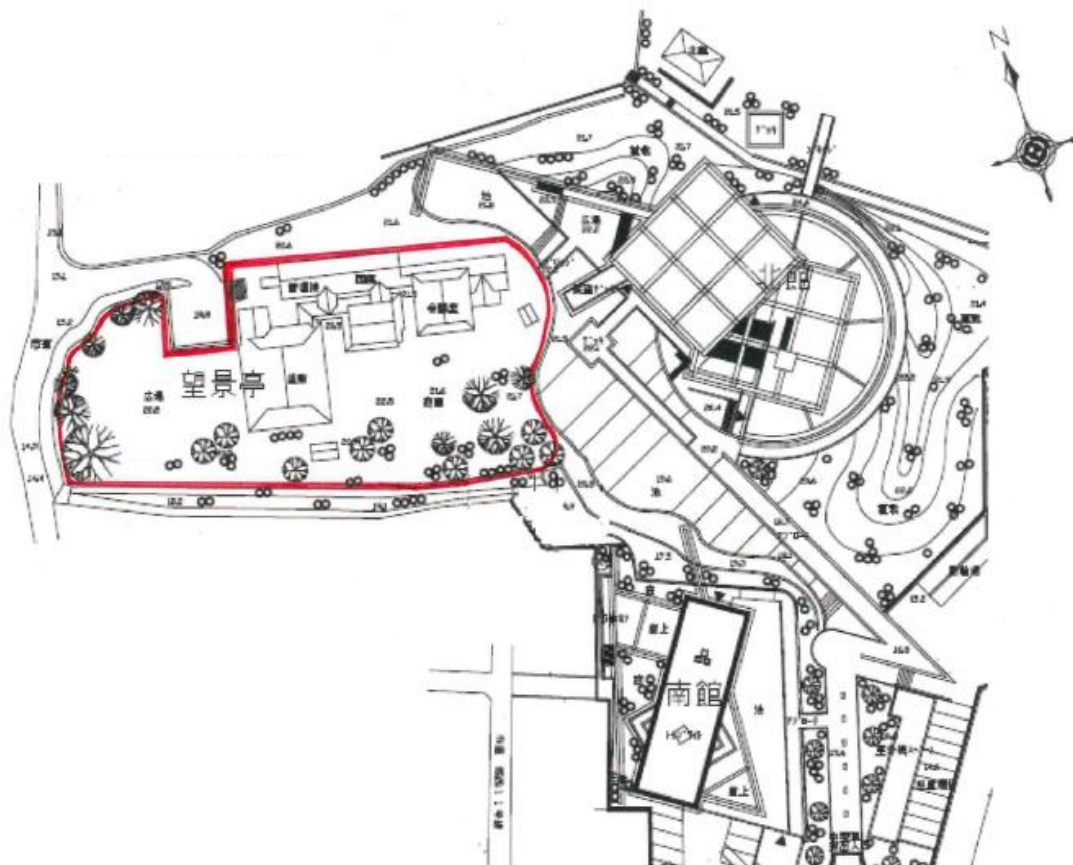
別図F
姫路市立美術館前庭



0 20m



別図G
姫路文学館（望景亭）



別図H

書写の里・美術工芸館

